

4-(1)	企業グループでの産業廃棄物の自ら処理
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第3条、第7条、第12条、第14条 同施行令第2条、同施行規則第10条の3
要望の 具体的内容	<p>産業廃棄物の処理を持分法適用会社等に委託する場合には、予めグループの範囲を明確にした上で、グループ内で発生する産業廃棄物の処理を同一法人の「自ら処理」と位置付け、産業廃棄物処理業の許可を不要とするような選択肢を用意すべきである。</p> <p>同様に、産業廃棄物をグループ会社が収集運搬する場合についても、同一法人の「自ら運搬」とみなし、産業廃棄物収集運搬業の許可を不要とするような選択肢を用意すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>現行制度では、グループ内で連携して産業廃棄物の処理を行う場合、排出側と処理側の法人格が異なれば、産業廃棄物処理業の許可が必要となるため、事務手続きも煩雑となり、効率的な廃棄物処理を進めることができない。</p> <p>昨今、企業経営の効率化の観点から、企業の分社化が進んでいる。たとえば、廃棄物の処理設備を持つ親会社が製造した商品を、分社化した子会社が卸売業として販売する場合、子会社が親会社に不良品等のリサイクル処理を委託する際には、親会社は産業廃棄物処理業の許可を取得しなければならない。</p> <p>また、生産工程で発生した産業廃棄物を、廃棄物処理設備をもつ同一法人内の事業場に運搬する際、自社製品の物流を活用すれば効率的であるが、運搬をグループ会社が行う場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となる。</p> <p>グループ内での産業廃棄物の再生利用が促進すれば、資源の有効利用につながる。また、都市部で不足しているバイオマス等からのエネルギー回収が進めば、地球温暖化対策にもつながる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(2)	産業廃棄物管理票交付状況の報告様式の統一
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第12条の3第6項 同法施行規則第8条の27
要望の具体的内容	<p>本来の法の目的たる生活環境の保全及び公衆衛生の向上に向けた活動に注力できるよう、産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付状況の報告様式等を環境省指定のフォーマットに統一すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>自治体を超えて資産を所有する企業等は、多くの自治体にマニフェストの交付状況の報告の義務が発生し、自治体ごとに提出条件(提出用様式、承認者の責任区分)の違いが発生する。多くの自治体は環境省のフォーマットを使用している一方で、追加で情報を要求する自治体(例えば千葉、愛知など)があったり、産廃コードを要求している自治体においては同じ分類でもコード番号が異なる自治体(例えば大阪、静岡など)があったりするため、非常に事務負担が大きい。</p> <p>「新成長戦略実現に向けた3段階の対策」(2010年9月10日閣議決定)においては、「マニフェスト交付等状況報告書の提出条件を全自治体で統一することについて、具体的対応を行うべく平成22年度に検討、結論を得た上で、平成23年度に必要な措置を講じる。」とのことであるが、各自治体において確実に実施されるよう引き続き働きかけていくべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(3)	県外産業廃棄物流入規制の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第11条 都道府県等の指導要綱等
要望の 具体的内容	<p>都道府県等の指導要綱等に基づく事前協議制を撤廃を含め、都道府県等による県外廃棄物の流入規制の見直しを図るべきである。</p> <p>また、当面の事前協議の運用にあたっては、都道府県等ごとに異なる協議内容の統一を図るとともに、電子化を進めるなど手続きの簡素化に努めるべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬出先の都道府県等の多くにおいて指導要綱等に基づく事前協議が必要とされており、その申請、許認可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域的かつ効率的な廃棄物処理、リサイクルの阻害要因となっている。</p> <p>たとえば、産業廃棄物となる食物残渣をサーマルリサイクルする際、県によっては県外からの廃棄物の収集を認める場合と認めない場合がある。これにより、一部の食物残渣しか肥料として再利用されず、産業廃棄物をエネルギー資源として有効利用できていない。</p> <p>なお、中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性」(2010年1月25日)においても、国は、地方自治体独自の住民同意や流入規制の対策についてその内容及び運用を継続的に把握し、地方自治体と対話し撤廃又は緩和を働きかけるべきであることが意見具申されている。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(4)	自治体による事業系一般廃棄物の搬入規制の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法 第6条
要望の具体的内容	<p>市町村による事業系一般廃棄物の搬入規制については、市町村による処理が困難と認められる廃棄物に限定すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>廃棄物処理法上、市町村は事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有するものとされている。しかしながら、市町村の処理施設へ搬入できる事業系一般廃棄物の品目を制限したり、品目に関わらず全ての搬入を規制したりする市町村が増加している。市町村の処理施設で十分に処理可能な品目の搬入を制限していることも少なくない。</p> <p>搬入規制の対象品目については、民間処理施設への処理委託が余儀なくされるが、地域によっては市町村や県の境界を越え、遠距離搬送して処理しなければならない。その際、一部の市町村では他市町村からの搬入規制を強化しているため、事業者の負担は益々増加している。また、市町村で処理可能な廃棄物を遠距離搬送する場合、CO2排出量が増加するため、地球温暖化対策の観点からも時代に逆行した規制である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

4-(5)	産業廃棄物収集運搬業の許可主体の広域化と許可申請時の添付書類の統一
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	廃棄物処理法 第14条、第14条の4、第24条の2 同施行令 第27条 同施行規則 第9条の2
要望の具体的内容	産業廃棄物収集運搬業の許可については、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県が許可することとし、収集運搬業務の効率化を可能とすべきである。また、許可申請時の添付書類は全国的に統一すべきである。
規制の現状と要望理由	<p>産業廃棄物収集運搬業の許可主体については、2010年の廃棄物処理法改正により、都道府県ごとの許可に合理化された。しかし、今後も排出事業者及び処理事業者の所在する両方の都道府県の許可が必要となる上、広域的に収集運搬業を行う場合には、同一内容の複数の許可を取得・更新しなければならない。また、一の政令市の区域内で収集運搬を行う場合は、都道府県ではなく政令市の許可が必要となる。法改正により許可手続について一定の合理化は図られたものの、依然として処理業側の手続負担は大きく事業展開の弊害になっている。</p> <p>さらに、申請方法が都道府県ごとに異なる上、申請書類も統一されていないため、許可手続に多くの手間と時間を要している。特に収集運搬業の業務内容は全国どこでも変わらないため、許可申請の書類は全国的に統一できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(6)	広域認定制度における申請者の手続き簡素化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	廃棄物処理法第9条の9、15条の4の3
要望の具体的内容	<p>広域認定による申請手続き(届出や変更内容)の簡素化を行うべきである。また、広域認定に指定されている範囲を越えて情報開示は求めるべきではない。</p>
規制の現状と要望理由	<p>広域認定制度は軽微な変更であっても、発生から10日以内の届出が義務付けられている。広域認定を複数の会社で共同で取得する場合、個々の申請書類に共同申請各社の総意を入れ、手引に沿った書式に変換して提出しなければならぬが、10日以内の提出は現実的に困難な状況にある。さらに、広域認定の申請内容以外の情報開示(委託先の素材売却価格等)を求められているので、申請業務上の過度の負荷となっている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(7)	再生利用認定制度の拡充によるリサイクルのさらなる推進
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第15条の4の2
要望の具体的内容	<p>再生品・再生燃料などで確実に再生利用が担保されているものについては、再生利用先の認定条件を見直し、再生品がJIS規格等の公的規格に適合し販売実績のある製品でなくても、積極的に再生利用認定制度の対象にしていくべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>再生利用認定の認定を受けるためには、標準的な規格がある再生品であることや利用者の需要に適合していること、利用が見込まれること等の条件がある。そのため、認定の対象となる廃棄物は9種類(2008年4月現在)に過ぎず、建設汚泥を高規格堤防の築造に用いることを除き、いずれもセメント、鉄鋼製品、コークス及び炭化水素油などの製品に限られている。</p> <p>認定対象とならなければ、再生利用が確実に担保されている廃棄物であっても、各自治体による廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置許可が必要となるため、様々な規制により効率的なリサイクルは阻害される。</p> <p>再生利用の収集運搬・中間処理の主体が許可業者に限定されれば、対応できる業者は限られ、必要以上のコストがかかる。また、再生品のバージン材製品に対する価格競争力が低下するため、再資源化の事業が成り立たなくなることがある。さらに、施設設置の許可が必要となれば、設置手続きに時間がかかり、ビジネスとしての商機を逸することがある。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(8)	産業廃棄物の保管数量制限の引上げとマニフェスト返送期限の延長
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	<p>廃棄物処理法第12条の3 同法施行令第6条の5 同法施行規則第8条の28第1項</p>
要望の具体的内容	<p>①産業廃棄物の保管数量について、優良産廃処理業者に限り、処理施設の一日当たりの処理能力に乗じる数値(14日)を引き上げるべきである。</p> <p>②また、特別管理産業廃棄物のうちリサイクルが可能なばいじん・製鋼ダスト等については、優良産廃処理業者に限り、産業廃棄物管理票の交付者への送付期限を交付後60日から90日に延長すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>①保管する産業廃棄物の数量は、当該産業廃棄に係る処理施設の一日当りの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えないようにすることと定められている。しかし、リサイクルの原料となるダストに含まれる成分(Cd,Pb,Cr,ハロゲン等)は発生元の原材料により大きなバラツキがあり、製品の品質、環境負荷の観点から配合比率を決め、少量ずつ時間をかけて混合して使用する必要があるため、保管数量上限が制約となりリサイクルが思うように進まない。優良産廃処理業者であれば、不適正処理等の問題を起こす恐れは低く、優遇措置を設けることで、優良産廃処理業者を増やす効果にもつながる。</p> <p>②また、特別管理産業廃棄物に係る産業廃棄物管理票は、環境省令の定める期間内(交付後60日以内)に交付者に対し、当該管理票の写しを送付しなければならない。リサイクルの原料となるダストは、地球温暖化対策のため、船輸送により運搬される。船積みロットは、経済的な観点から500～1000t単位となるため、積替保管・輸送の期間が長くなる。現状では、60日以内の管理票返送が制約となり、リサイクルできるダストは一部に限られている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(9)	廃棄物熱回収施設設置者認定要件の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第9条の2の4 同施行規則第5条の5の7
要望の 具体的内容	<p>廃棄物熱回収施設設置者の認定制度の適用条件を緩和し、生産設備を利用して廃棄物を受入れかつ高効率熱回収設備を導入している施設を対象に加えるべきである。</p> <p>具体的には、廃棄物の熱量比率(70%以上)を前提条件にせず、一定以上の廃棄物の年間総熱量があれば対象にするよう条件を緩和すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>2010年の廃棄物処理法改正で、廃棄物熱回収施設設置者の認定制度が創設された。しかし、現行の適用条件は、主として廃棄物焼却炉を想定しているため、「総熱量に占める廃棄物の熱量の比率が70%以上でなければ対象外」とされており、セメントキルン等の生産設備は対象にはならない。</p> <p>廃棄物を代替原料として生産設備に受入れているセメントキルン等の廃棄物処理施設では、高効率熱回収設備を導入している場合が多く、生産設備における廃棄物エネルギー利用がさらに拡大すれば、温室効果ガス排出量が削減されるとともに、循環型社会と低炭素社会の統合的実現が推進される。また、セメント製造に必要な石炭の使用抑制にもつながる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(10)	廃棄物処理業および廃棄物処理施設設置許可の欠格要件の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第14条の3の2、第15条の3
要望の具体的内容	環境関連法違反による廃棄物処理業および廃棄物処理施設設置許可の欠格要件は、悪質な法令違反の場合に限定すべきである。
規制の現状と要望理由	<p>現行制度では、廃棄物処理法以外の環境関連法に違反し、罰金刑以上に処せられた場合、許可の欠格要件に該当し、廃棄物処理業および廃棄物処理施設設置に関する許可が取り消しとなる。また、廃棄物処理業の許可を要さない事業者の自己処理の場合でも、廃棄物処理施設の設置許可は取り消される。</p> <p>現在、複合経営の一環として廃棄物処理を実施する企業や、自ら処理によるゼロエミッションに取り組む企業が多く存在するが、廃棄物処理とは直接関係のない環境法令の過失違反によって、廃棄物処理を継続できなくなるため、複合経営の大きな制約条件となっている。</p> <p>たとえば、工場内で何らかの過失や事故によって水濁法違反を引き起こした場合、自工場から発生する廃棄物等を減容処理するための焼却施設等の許可がすべて取消しとなり、工場が停止してしまう。また、複数の工場がある場合には、問題があった工場のみではなく、すべての工場が停止することにより、生産活動に多大な影響を与える。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(11)	建設系廃棄物に関する処理責任の元請一元化の特例措置
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法 第21条の3
要望の具体的内容	<p>建設系廃棄物の処理については、元請業者が排出事業者としての責任を負うという原則は変えずに、発注者の同一事業場内で再利用されることが確実であると認められる場合については、発注者が再利用等をしようとする対象物を明確にし、その旨を工事請負契約において明示させた上で、発注者が排出事業者責任を一部分担できる例外を設けるべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>建設工事に伴い生ずる廃棄物については、2010年の廃棄物処理法改正により、元請業者に処理責任が一元化された。しかし、大規模な工場内での建設工事においては、同一事業場内で土木建設工事が非連続かつ頻繁に行われることが多いため、工事の発注者が自らの工場の中で再利用等を行った方が効率的な場合もある。</p> <p>たとえば、前の建設工事で発生したコンクリートがらなどは、同一事業場内の次の工事で使用されることが望ましい。しかし、現行の法制度の下では、元請業者が排出事業者となるため、土地の使用権を有しない発注者の事業所内で建設系廃棄物を保管することはできず、数ヶ月間工場内に保管すれば次の工事で使用できる廃棄物であっても事業場外に移動させて、有効利用先を探すか処分先を探す必要がある。</p> <p>一方、発注者が排出事業者責任を一部分担できれば、前の工事で発生したコンクリートがらなどは、広大な敷地の同一事業所内で適切に保管され、次の工事で建設材料として使用できるため、元請業者と発注者の適切な役割分担により、副産物の効率的なリサイクルが進む。また、輸送効率が上がるため、地球温暖化対策の観点からも有効である。</p> <p>また、万一不適正処理が行われた場合、処理権限のない発注者が社会的責任を負うことが想定されることから、排出事業者責任を一部分担することは有効である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(12)	産業廃棄物の輸出に関する規制緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第15条の4の7
要望の 具体的内容	<p>産業廃棄物の輸出は、国内処理の原則により制限されているが、輸出先において有効に再生利用される場合については、輸出相手国における環境法令の遵守しており、かつ政府から許可を取得している廃棄物処理会社への委託である場合には、積極的に輸出を許可すべきである。</p> <p>また、輸出の申請者について、法的な処理責任を持った排出事業者に限らず、排出事業者から委託を受けた産業廃棄物処理業の許可を有する国内の廃棄物処理事業者等、排出事業者以外の者による申請も認めるべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>国内で生じた廃棄物は国内処理が原則とされているが、環境大臣の確認が得られれば廃棄物の輸出は可能である。しかし、確認の基準において、国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であることに加え、処理設備及び技術に照らし適正な国内処理が困難であること、または輸出の相手国において再生利用されることが確実であることが必要であるとされていることから、国内法における廃棄物処理基準を満たさない限り輸出することが困難となっている。</p> <p>産業界は資源有効利用の観点から、セメント業界をはじめとした素材産業において、原燃料の代替として産業廃棄物を受け入れる等、産業間連携による有効利用を進めてきた。しかしながら、産業構造の変化や公共投資削減等の影響により、産業間連携による有効利用量は低減傾向にある。国内に有効利用先がないが、輸出相手国において確実に再生利用される産業廃棄物については、積極的に輸出を許可することでグローバルな資源循環を促進することが可能である。特に、輸出相手国が先進国である場合には、相手国の環境法令の遵守を確認することで、不適正処理は防止できる。</p> <p>また、輸出にあたっての申請は、法的な処理責任を持った者（排出事業者）が行うことになっているが、一社単独で行うよりも、複数事業者間で連携して、一定規模の産業廃棄物を確保した方が経済的である。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(13)	廃棄物判断基準における輸送費の取扱いの柔軟化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	環廃産発第050812003号 2005年8月12日 行政処分の指針について 環廃産発050325002号 2005年3月25日「規制改革・民間開放推進3か年計画」において平成16年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(通知)
要望の具体的内容	<p>生産活動により発生する副産物の廃棄物該当性判断に際しては、輸送費が販売価格を上回り排出事業者側に経済的損失が生じている場合であっても、有用な製品として市場性があり製品規格等が整っているものについては、輸送費を含めずに取引価値の有無を判断するように廃棄物該当性判断の解釈を見直すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>廃棄物該当性の判断については、環廃産発第050812003号において5要件(①物の性状、②排出の状況、③通常の見取形態、④取引価値の有無、⑤占有者の意思)にて総合判断することが示されたにもかかわらず、環廃産発第050325002号において輸送費の取扱いが明確化されたことによって、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が販売価格を上回る製品については、廃棄物と判断される場合がある。</p> <p>通常は有償で売却できる副産物であっても、景気等の影響により需要地が遠隔地となる場合がある。近隣地域の場合は「有価物」であっても、遠隔地の場合に「廃棄物」と判断されれば、廃棄物処理法の規制がかかることで、広域での利用促進が阻害される。売却先の遠近によって、副産物の処理方法や性状が変わるわけではないため、輸送費の変動によって廃棄物であるか否かが左右されることにより、処理等の許可の要否が変わってくることは、法的な安定性を欠く。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(14)	林業系廃棄物の焼却処理に係るダイオキシン対策規制の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法
要望の具体的内容	<p>根株、末木枝条等、焼却によるダイオキシン発生リスクが低い林業系廃棄物のみを受け入れる処理設備については、排ガス処理設備等、ダイオキシン対策がとられていない場合であっても、廃棄物処理施設の設置許可を認めるべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>根株、末木枝条等の林業系廃棄物は、生木で水分を多く含んでおり、有価で引取るとは経済的に難しいため、多くの場合廃棄物とみなされる。そのため、林業系廃棄物をパルプ等の製造工程等で燃料の一助として有効利用する場合、設備の規模によっては、廃棄物処理施設の設置許可が必要となり、技術上の基準を満たさなければならない。林業系廃棄物は、焼却によるダイオキシン発生リスクは低いため、技術上の基準のうち、排ガス処理設備の設置等のダイオキシン対策は不要である。</p> <p>現状では引受先がないことから、粉碎して林地に散布するなど、森林の生育環境に悪影響を及ぼす処理がされている場合があるため、既存の処理設備での有効利用を促進する意義は大きい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(15)	産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の適切な運用
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	建築基準法51条
要望の具体的内容	<p>一般廃棄物処理施設は、建築基準法51条により都市計画において位置が決定している必要があるが、廃棄物処理法で規定する「産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」に則った一般廃棄物処理施設の設置は、震災によるがれきの処理の緊急性も鑑み当該規制の対象外とすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律15条2の5」では、「産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」として、処理対象の一般廃棄物が、当該設置者の産業廃棄物処理施設で処理可能な廃棄物と種類が同等である場合に、都道府県知事への届出により、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。</p> <p>しかし、千葉県や船橋市は、建築基準法51条に則り、都市計画の位置決定が必要であるとの見解で、都市計画審議会の許可を得なければならない。この許可には6カ月～1年程度時間を要し、震災により発生したがれきの迅速な処理ができない。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(16)	食品リサイクル促進に向けた廃掃法の特例の明確化及び拡充
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	食品リサイクル法 第21条
要望の 具体的内容	<p>①食品循環資源の再生利用を促進するため、食品循環資源の収集運搬に関して、荷卸地だけでなく、荷積地における収集運搬業の許可も不要とすべきである。</p> <p>②リサイクル施設について、食品リサイクル法に処理施設の設置許可を不要とする廃掃法上の特例(規制緩和措置)を設けるべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>①リサイクル業者(登録再生利用事業者)への食品循環資源の収集運搬に関して、食品リサイクル法における特例措置の中で、荷卸し地における収集運搬業の許可は不要とされている。一方、荷積み地においては特例措置がないため、収集運搬業の許可を取得する必要がある。荷積み地の自治体によっては越境の許可が得られず、食品循環資源のリサイクルが進まない地域がある。</p> <p>②リサイクル業者(登録再生利用事業者)については、廃掃法の特例はなく、廃掃法上の処分業の許可、処理施設の設置の許可が一律に必要となる。リサイクルを促進させるためには、食品循環資源の効率的かつ経済的な回収が不可欠であるが、現状では設置手続きに時間がかかること等によって、リサイクル施設の設置が思うように進んでいない。その結果、リサイクル施設が食品循環資源が発生する店舗・事業所から遠方にあることが多く、非効率である。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 農林水産省

4-(17)	資源有効利用促進法における石炭灰の有効利用用途の拡大
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電気業に属する事業を行う者の石炭灰の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について(平成3年12月24日付け3資庁第14230号)別表(石灰石の主な用途)
要望の具体的内容	<p>石炭灰の有効利用として認められている土地造成材について、「地方公共団体又は地域振興整備公団等が実施する土地造成事業等に対して供給される石炭灰」に加え、陸上での「電気事業用の発電設備の建設」「植林事業」に対して供給される石炭灰についても、事業の公益性に鑑み、石炭灰の有効利用に該当するよう運用を見直すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>石炭灰は、資源有効利用促進法により、再生資源としての利用促進(有効利用)に取り組むことが求められている。石炭灰の有効利用と認められている用途は運用において、土地造成材の場合、「地方公共団体又は地域振興整備公団等が実施する土地造成事業等に対して供給される石炭灰」に限定されている。</p> <p>一方、公有水面埋立法により都道府県の免許を受けて行われる海上埋立工事に対して供給される石炭灰については、公共性が高いことなどを理由に、上記、土地造成材(石炭灰の有効利用)に該当するとされている。</p> <p>同様に、陸上での「電気事業用の発電設備の建設」「植林事業」に対して供給される石炭灰についても、事業の公益性が高いことを踏まえ、石炭灰の有効利用として認められる土地造成材に加えるべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課 環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室</p>

4-(18)	微量PCBで汚染された大型機器の筐体処理の実現
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法 第15条の2 第1項1号 微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン(2.2.7) PCB特別措置法施行令第3条(処分の期間)
要望の 具体的内容	<p>①微量PCB汚染機器のうち、大型トランス等の筐体の処理体制を早急に確立すべきある。移動が困難な大型機器については、現場における洗浄の実現が不可欠である。また、使用中機器については洗浄後に機器を更新せずに使い続けられる方策を検討すべきである。</p> <p>同時に、「微量PCB収集運搬ガイドライン」に大型機器の液抜き、解体の具体的な方法を明記することも必要である。</p> <p>②微量PCB汚染廃電気機器等の処分期限については、実態を踏まえ、現実的な処分期限のあり方を検討すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>①微量PCB廃電気機器等については、2010年度環境大臣の無害化認定制度の活用により民間施設での処理が可能となったが、認定施設の処理対象物は絶縁油等に限られ、大型機器の筐体等については処理方策がないのが現状である。大型トランス等は移動が困難なため、多くの場合現場で液抜き、解体を行う必要があるが、「微量PCB汚染廃電気機器等収集運搬ガイドライン」には、大まかな対応方法しか記載されておらず、大臣認定を取得しようとする処理業者がいない状況である。</p> <p>また、機器が寿命を迎える前に油交換、洗浄する場合、本体を継続使用できなければ、大きな経済的損失が発生する。</p> <p>②①のとおり処理方策が確立していない状況にあっては、微量PCB廃電気機器等の筐体処理については、高濃度PCB廃棄物と同様の処分期限(2016年7月14日)をそのまま適用することは現実的であるとは言えない。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(19)	微量PCB汚染物の定義の明確化と低温焼却による無害化認定の推進
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	PCB特措法
要望の 具体的内容	<p>①微量PCBに関して、環境リスク評価の再検証等を行うことにより、PCB廃棄物となる絶縁油中のPCB濃度基準を明確化すべきである。</p> <p>②微量PCB汚染絶縁油の迅速な処理体制の構築に向け、低温焼却施設の無害化認定を推進すべきである。また、無害化認定の対象となる処理施設の適合条件を明確にし、多くの処理事業者の参画を促すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>①現行のPCB特措法は、意図的にPCBを使用した高濃度PCB廃棄物を想定した法律であり、微量PCB汚染廃電気機器の存在はPCB特措法の施行後に明らかになっている。そのため、PCB廃棄物の対象となる絶縁油中のPCB濃度基準が規定されておらず、現状では産業廃棄物課長名の通達により、高度PCB廃棄物の処理目標となる濃度基準を準用している。</p> <p>②微量PCB汚染絶縁油を焼却する場合、炭素が多い環境下で燃焼すれば、800℃程度でもダイオキシンの発生を防げるとの実験結果もある。そのため、ダイオキシン対策を施している既存の廃棄物焼却炉、一般ボイラー、石灰キルンの多くにおいて、安全に焼却処理できる可能性が高い。合理的な処理を推進するためには、処理可能条件を明確にしたうえで、既存の低温焼却施設を最大限活用することにより、無害化認定施設を増やしていくことが必要である。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(20)	<p>土壤汚染対策法第4条第1項の届出における地歴調査結果の添付の容認</p>
<p>要望の視点</p>	<p>1.行政手続の簡素化</p>
<p>規制の根拠法令</p>	<p>土壤汚染対策法第四条第一項及び第二項 土壤汚染対策法施行規則第2条</p>
<p>要望の具体的内容</p>	<p>土壤汚染対策法の手続きにおいて、法第4条第1項(一定の規模以上の土地の形質の変更届出書)の届出の際に「土地の履歴調査(地歴調査)」の添付を可能とすることで、行政として調査命令の有無の判断に活用できるようにするべきである。</p>
<p>規制の現状と要望理由</p>	<p>現状、法第4条第1項の届出に必要な書類は「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面」のみであり、これらの書類と行政側の有する情報をもとに行政(都道府県知事)として、当該土地が規則で定める汚染のおそれがある土地の基準に該当するかを判断し、調査命令の通知有無を決めている。調査命令が通知された場合には、その後、届出者側にて地歴調査を実施することとなるが、その結果、行政側の有するもの以外の情報が判明した場合には、行政側の調査命令対象以外にも土壤汚染状況調査の対象となる。</p> <p>「汚染のおそれがある場合」の土壤汚染状況調査実施までの期間短縮だけでなく、行政側による調査命令判断の迅速化のためにも、法第4条第1項の届出を行う際に、届出書に地歴調査報告書を必要に応じて添付することも可能とすべきである。</p> <p>なお、一部の自治体(東京都他)の条例では既に、事前に地歴調査報告書の提出が義務づけられている。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>環境省 水・大気環境局</p>